

8月25日から町界が一部変更になり新しい町名・地番(番地)になります。

高崎市下中居土地区画整理事業は平成元年3月1日認可を受け、皆様のご協力により事業を進めてまいりましたが、工事も完成し、事業の収束に向かって事務的な整理をしているところです。

この度関係権利者に対し換地処分のお知らせを行い、換地処分の公告日が平成19年8月24日付けと決定されました。

公告をいたしますと翌日より一部の地区で町界が変更になることにより、町名が変更となります。また、区画整理地区内においては、すべての土地が、新地番(新住所)を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくようみなさんのご協力をお願いいたします。実施にあたっては、皆さんに知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

法務局・市役所で職権により更正するもの

公簿名	更正欄	説明
住民基本台帳 印鑑登録票 選挙人名簿 国民健康保険台帳 国民年金被保険者名簿 外国人登録原票など	住所欄	市役所で新しい住所に書きかえます
戸籍簿	本籍欄	以下については市役所で新しい本籍に書きかえます。 ・町名が変更される場所に本籍を置いている ・変更される住所と同じ地番に本籍を置いている
土地登記簿 建物登記簿	表題部の所在欄	前橋地方法務局高崎支局で書きかえます。ただし、所有名義人などの住所は本人の申請があるまでは変わりません

みなさんがご自分で町名・地番(番地)変更の手続きをしていただくもの

件名 (こういうことは)	該当者 (だれが)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (なにをもって)
土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者	前橋地方法務局高崎支局 (027-322-6315)	期限はありませんが売買、相続時に必要となりますので書き換え手続きを完了しておいた方がよろしいかと思われます。	変更証明書・印鑑・登記申請書・委任状(委任する場合)
抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方	本店の所在地を管轄する法務局、支店の所在地を管轄する法務局	本店については実施後14日以内に、支店については21日以内に変更手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・登記申請書・委任状(委任する場合)
自動車運転免許証の住所及び本籍変更	左記の免許証をお持ちの方	高崎交通安全協会 (027-361-1101) または群馬県総合交通センター (027-253-9300)	なるべく早く変更の手続きをしてください。※免許証更新の通知が届かない場合があります。	住民票もしくは変更証明書・免許証
自動車、オートバイ(126cc以上)の所有者、使用者の住所変更	左記の所有者及び使用者	関東運輸局群馬運輸支局 (050-5540-2021)	実施後15日以内に変更の手続きをしてください。	変更証明書・申請書・印鑑・車検証・委任状(委任する場合)
自動車(軽四輪・軽三輪)の所有者、使用者の住所変更	〃	軽自動車検査協会群馬事務所 (027-261-4621)	〃	変更証明書・申請書・印鑑・車検証・申請依頼書(申請を依頼する場合)
パスポート	パスポートをお持ちの方		最終ページの住所欄をご自分で訂正してください。	
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方	市役所市民課 (027-321-1232)	期限はありませんがなるべく早めにカード記載の住所を書き替えて下さい。	住民基本台帳カード
外国人登録証明書	左記の証明書をお持ちの方		来庁の際変更手続きをしてください。	外国人登録証明書
国民年金・厚生年金受給者	年金受給者	高崎社会保険事務所 (027-322-4435)	すみやかに住所変更のハガキを提出してください。	住所変更のハガキ(高崎社会保険事務所及び市役所保険年金課にあります。)
国民健康保険被保険者証	左記の証書をお持ちの方	市役所保険年金課 (027-321-1235)または市民サービスセンター	期限はありませんが、左記窓口にて証書の住所を書き替えてください。なお、9月中に10月から有効の被保険者証(新住所のもの)を郵送します。	件名の証書
国民健康保険高齢受給者証			期限はありませんが、左記窓口にて証書の住所を書き替えてください。	

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用認定証	〃	市役所保険年金課 (027-321-1236)または市民サービスセンター	〃	〃
老人医療受給者証 老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証 老人医療特定疾病療養受療証 福祉医療費受給資格者証 高齢者医療費受給資格者証	〃	市役所保険年金課 (027-321-1237)または市民サービスセンター	〃	〃
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 訪問介護利用者負担額減額認定証	〃	市役所介護保険室 (027-321-1219)または市民サービスセンター	〃	〃
社会保険証等	左記の証書をお持ちの方	それぞれの所属する機関で変更の手続きをしてください。		
共済年金証書	受給中の方	それぞれの所属する機関へお問い合わせください。		
各種免許証、資格、許可、認可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく各種免許証、資格、許可、認可証等の所有者	法律、条例等の定めるところによります。	法律、条例等に定める期限内	法律、条例等に定める必要書類
各種有価証券の住所変更	預金通帳、株券、社債等の各種有価証券の所有者	各規約等に定めるところによります。	各規約等に定める期限内。	各規約等に定める必要書類
図書利用券	左記のカードをお持ちの方	市立図書館 (027-322-7919)	来館の際変更手続きをください。	図書利用券
その他……会社や学校(義務教育を除く)その他町名、地番(番地)変更手続きの必要なものはすみやかに済ませてください。				

※町名が変更になった世帯で小・中学校へ通う児童・生徒がいる世帯には後日市役所学校教育課(027-321-1293)からご連絡いたします。

変更証明書は区画整理1課管理担当で無料発行します。

地番変更についてのお問い合わせは

電話 (代表) 027-321-1111 (内線)4341

高崎市役所区画整理1課 管理担当

(ダイヤルイン)027-321-1275 (直通)